

【滋賀県多賀町】地域おこし協力隊を募集します！

(農林業の振興、獣害対策)

多賀町は、滋賀県の湖東地域の東に位置し、鈴鹿山脈を背後に抱え、町の面積の約 86% を森林が占める緑豊かな町です。また、町内には鈴鹿山脈から端を発する芹川、犬上川が流れています。豊富な水資源にも恵まれ、自然豊かな町です。

森林面積が大きいことから、かつては林業が基幹産業でした。また、水稻をはじめとする農業も主要産業の一つとなっています。一方で、シカやイノシシ、ニホンザルによる農作物被害などが深刻であり、その対策が求められています。

農林業や獣害対策による地域経済の活性化や雇用創出を目指すため、これに係る人材を幅広い地域から求めてることで移住・定住人口の増加を目指しております。

このことを実現するために、斬新な視点や発想、経験やスキルを生かし、多賀町の農林業の振興や獣害対策に取り組んでいただく、「地域おこし協力隊」を募集します。

■参考：たが森 PV <https://youtu.be/e7zwjzcpvog>

1. 業務内容

下記のテーマの中からいくつかの業務を担当してもらいます。ただし、(5)、(6) の取組は必須とします。

- (1) 農林業に関する商品開発、販路拡大
- (2) 遊休農地の利活用
- (3) 森林空間の利活用
- (4) 森林の境界明確化に関する業務（技術の習得を含む）
- (5) 有害鳥獣駆除や獣害対策に関する業務
- (6) GPS 発信機を活用したニホンザルの被害防除業務
- (7) 農福連携、林福連携に関する取組
- (8) 情報発信（情報紙発行、SNS 等による発信）
- (9) 活動期間終了後の起業・就業に向けた隊員の特性に合わせた自主活動
- (10) その他目的達成に必要な業務及び町長が必要と認める活動

2. 募集対象

2-1. 必須要件

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域または地方都市（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地を除く）に生活の拠点を置く住民、もしくは、地域おこし協力隊であった者または JET プログラムを終了した者（いずれも総務省が定める地域おこし協力隊地域要件に該当するもの）で、委嘱の日以降、多賀町に住所を異動できる方

- (2) 誠実に職務を行うことができる方
- (3) 農林業や獣害対策に興味があるとともに、地域の活性化に意欲があり、地域住民や関係事業者等と積極的なコミュニケーションを図り、良好なネットワークを構築しながら、地域の活性化に向けて意欲的に行動できる方
- (4) 狩猟免許の有資格者である方、もしくは委嘱期間中に資格取得ができる方（資格取得に関する経費については、補助制度があります）
- (5) 土日及び行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できる方
- (6) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、実際に運転することができる方
- (7) Word、Excel、インターネット利用やSNSができる方

2-2. 期待要件（必須ではありませんが、以下の要件を満たす方の応募を期待します）

- (1) SNS、インターネット等を活用した情報発信の知識や経験のある方
- (2) イベントの企画・運営に関する知識や経験のある方
- (3) 農林業に従事経験ある方
- (4) 狩猟の経験がある方
- (5) 将来的に多賀町で起業を考えている方

3. 募集人数

1名

4. 勤務地

滋賀県犬上郡多賀町

5. 勤務時間等

- (1) 勤務時間
月128時間以上（原則週4日間、1日8時間）
- (2) その他
 - ・活動内容によって夜間、土日等が勤務になる場合もあります。夜間、土日等の勤務は、週勤務時間内で振替対応となります。なお、所定の月の労働時間を下回った場合は、その分の報酬は減額となります。
 - ・設定した目標や成果の進捗状況などを確認するため、活動実績報告書を毎月提出していただきます。
 - ・地域おこし協力隊の活動に支障ない範囲で兼業を行うことができます。

6. 雇用形態

多賀町との雇用関係はありません。健康保険及び年金保険料等は自己負担となりますので、国民健康保険、国民年金に加入してください。

7. 委嘱期間

勤務開始日から令和8年3月31日までとします。

※勤務成績、態度、能力等により最長3年（令和10年3月31日）まで更新可能です。

※委嘱期間中であっても、多賀町と締結した委託契約の履行が困難となった場合は、委嘱を取り消すことがあります。

8. 給与

月233,000円 ※源泉徴収有

9. 補助制度

活動する上で必要となる下記の各種経費については、予算の範囲内で補助制度があります。

(1) 住居家賃（月額50,000円を上限）

※引越し費用、食費、生活用品、自治会費、住居における光熱水費、通信費は本人負担となります。

(2) 町内での活動に使用する車両およびパソコン等事務機器等の借上料

※なお、日常生活の移動手段として自家用車は必要不可欠ですので、各自で用意していただくことをお勧めします。

(3) 活動に車両を使用した分の燃料費

(4) 活動に必要な消耗品等の購入費用

(5) 活動に必要と認められる研修や資格取得に係る経費

10. 提出書類

次の書類を郵送またはメールにて、下欄の提出先にご提出ください。持参でも構いません。

(1) 履歴書・職務経歴書等

①市販の履歴書

②応募条件等確認書

③レポート（書式は任意）※下記のテーマを含めて、400字程度で作成してください。

・地域おこし協力隊に応募した動機

・多賀町の農林業の振興のため、地域おこし協力隊として行いたいこと

(2) 住民票抄本（3か月以内に取得したもの）

(3) 運転免許証の写し

※郵送の場合、簡易書留など確実な方法で郵送してください。

※提出書類は返却しません。

※書類の内容を確認するため、電話でヒアリングを行う場合があります。

1 1. 提出先

多賀町役場 産業環境課 林業係

郵送先：〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀324

E-mail：forest@town.taga.lg.jp

1 2. 申込受付期間

【随時受付】

※地域おこし協力隊決定次第、受付を終了します。

1 3. 選考の流れ

(1) 第1次選考（書類選考）【随時】

- ・書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(※) カジュアル面談【随時】

- ・希望される方を対象にカジュアル面談（オンライン or 対面）を実施します。
- ・担当職員と気軽に話し、多賀町の雰囲気や業務内容などを知っていただくことを目的としています。
- ・書類提出前、興味段階でも希望いただければ実施しますので、気軽に申しつけください。

(2) 第2次選考【随時】

- ・第1次選考合格者を対象に面接試験を実施します。
- ・会場は多賀町役場としますが、交通費は応募者負担となります。日時等の詳細については、対象者に別途連絡します。

(3) 最終結果【随時】

- ・最終結果は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。

1 4. 関係書類

- ・応募条件等確認書（PDF）
- ・応募条件等確認書（word）